

広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十四号

広島県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 別表（第二条関係） | 別表（第二条関係） | 別表（第二条関係） | 別表（第二条関係） | 別表（第二条関係） | 別表（第二条関係） |
| 法律名 | 法律名 | 法律名 | 法律名 | 法律名 | 法律名 |
| 事務の区分 | 事務の区分 | 事務の区分 | 事務の区分 | 事務の区分 | 事務の区分 |
| 手数料の名称 | 手数料の名称 | 手数料の名称 | 手数料の名称 | 手数料の名称 | 手数料の名称 |
| 金額 | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 |
| 都市の法第五十三条第一項 低炭素の規定による低炭素 化の促進建築物新築等計画の 進に関する申請に対する 審査 律（平 成二十 四年法 律第八 十四号 以下こ の項に おいて 「法」 という。 | 都市の法第五十三条第一項 低炭素の規定による低炭素 化の促進建築物新築等計画の 進に関する申請に対する 審査 律（平 成二十 四年法 律第八 十四号 以下こ の項に おいて 「法」 という。 | 都市の法第五十三条第一項 低炭素の規定による低炭素 化の促進建築物新築等計画の 進に関する申請に対する 審査 律（平 成二十 四年法 律第八 十四号 以下こ の項に おいて 「法」 という。 | 都市の法第五十三条第一項 低炭素の規定による低炭素 化の促進建築物新築等計画の 進に関する申請に対する 審査 律（平 成二十 四年法 律第八 十四号 以下こ の項に おいて 「法」 という。 | 都市の法第五十三条第一項 低炭素の規定による低炭素 化の促進建築物新築等計画の 進に関する申請に対する 審査 律（平 成二十 四年法 律第八 十四号 以下こ の項に おいて 「法」 という。 | 都市の法第五十三条第一項 低炭素の規定による低炭素 化の促進建築物新築等計画の 進に関する申請に対する 審査 律（平 成二十 四年法 律第八 十四号 以下こ の項に おいて 「法」 という。 |
| 低炭素建築物 新築等計画認 定申請手数料 | 低炭素建築物 新築等計画認 定申請手数料 | 低炭素建築物 新築等計画 により新築又 は増築、改築 修繕若しくは 模様替若しく は空気調和設 備その他の建 築設備の設置 若しくは改修 （以下この項 において「建 築等」という。 ）しよとす る住宅が一戸 建ての住宅（ 住宅の用途以 外の用途に供 する部分を有 しないものに 限る。以下こ の項において 同じ。）の場 合 三七、 〇〇〇円 （当該計画が 法第五十四条 第一項各号の 基準に適合し ていることに ついての規則 で定める者の 審査（以下「 適合審査」と いう。）又は 住宅の品質確 保の促進等に 関する法律（ 平成十一年法 律第八十一号 | 低炭素建築物 新築等計画 により新築又 は増築、改築 修繕若しくは 模様替若しく は空気調和設 備その他の建 築設備の設置 若しくは改修 （以下この項 において「建 築等」という。 ）しよとす る住宅が一戸 建ての住宅（ 住宅の用途以 外の用途に供 する部分を有 しないものに 限る。以下こ の項において 同じ。）の場 合 三七、 〇〇〇円 （当該計画が 法第五十四条 第一項各号の 基準に適合し ていることに ついての規則 で定める者の 審査（以下「 適合審査」と いう。）又は 住宅の品質確 保の促進等に 関する法律（ 平成十一年法 律第八十一号 | 低炭素建築物 新築等計画 により新築又 は増築、改築 修繕若しくは 模様替若しく は空気調和設 備その他の建 築設備の設置 若しくは改修 （以下この項 において「建 築等」という。 ）しよとす る住宅が一戸 建ての住宅（ 住宅の用途以 外の用途に供 する部分を有 しないものに 限る。以下こ の項において 同じ。）の場 合 三七、 〇〇〇円 （当該計画が 法第五十四条 第一項各号の 基準に適合し ていることに ついての規則 で定める者の 審査（以下「 適合審査」と いう。）又は 住宅の品質確 保の促進等に 関する法律（ 平成十一年法 律第八十一号 | 低炭素建築物 新築等計画 により新築又 は増築、改築 修繕若しくは 模様替若しく は空気調和設 備その他の建 築設備の設置 若しくは改修 （以下この項 において「建 築等」という。 ）しよとす る住宅が一戸 建ての住宅（ 住宅の用途以 外の用途に供 する部分を有 しないものに 限る。以下こ の項において 同じ。）の場 合 三七、 〇〇〇円 （当該計画が 法第五十四条 第一項各号の 基準に適合し ていることに ついての規則 で定める者の 審査（以下「 適合審査」と いう。）又は 住宅の品質確 保の促進等に 関する法律（ 平成十一年法 律第八十一号 |

（第五条第一項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を受けた場合には、五、〇〇〇円、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号（以下「基準省令」という。第十号第二号イ(2)及びロ(2)の基準（以下「誘導仕様基準」という。）に適合している場合（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合を除く。以下この項において同じ。））にあつては一九、〇〇〇円）

（第五条第一項に規定する住宅性能評価（以下「住宅性能評価」という。）を受けた場合は、五、〇〇〇円

二 低炭素建築物新築等計画により建築等しようとする住宅が一に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る認定を受けようとする住戸数の1から9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、三に掲げる建築物に係る認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴取しない。

1 住戸数が一戸のもの
三七、〇〇〇円
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、五、〇〇〇円）

2 住戸数が一戸を超え

五戸以内のもの
七五、
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、
〇〇〇円）
3| 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの
一〇五、
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、
〇〇〇円）
4| 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの
一四八、
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、
〇〇〇円）
5| 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの
二二三、
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、
〇〇〇円）
6| 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
三〇五、
（適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、
〇〇〇円）
7| 住戸数が一〇〇戸を超え二〇〇戸以内のもの
四二三、
（適合審査又は住宅性能

二
1 住戸数が
一戸のもの
三、
〇〇〇円
(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては五、
〇〇〇円、
誘導仕様基
準に適合し
ている場合
にあつては
一、九、〇〇
〇円)
2 住戸数が
一戸を超え
五戸以内の
もの
七五、
〇〇〇円
(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては一、
〇、〇〇〇円
、誘導仕
様基準に適
合している
場合にあつ
ては三六、
〇〇〇円)
3 住戸数が
一〇戸を超え
五〇戸以内
のもの

三
1 住戸数が
一戸のもの
三、
〇〇〇円
(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては五、
〇〇〇円、
誘導仕様基
準に適合し
ている場合
にあつては
一、九、〇〇
〇円)
2 住戸数が
一戸を超え
五戸以内の
もの
七五、
〇〇〇円
(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては一、
〇、〇〇〇円
、誘導仕
様基準に適
合している
場合にあつ
ては三六、
〇〇〇円)
3 住戸数が
一〇戸を超え
五〇戸以内
のもの
8) 住戸数が
二〇戸を超え
三〇戸以内
のもの
五四、
〇〇〇円
(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては一、
七、四、〇
〇〇円)
9) 住戸数が
三〇戸を超え
六三五、
〇〇〇円
(適合審査
又は住宅性
能評価を受
けた場合に
あつては一、
八、六、〇
〇〇円)

一〇五、
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては一
 七、〇〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては五、一
 〇〇〇円)
 4 住戸数が
 一〇戸を超
 え二五戸以
 内のもの
 一四八、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては二
 九、〇〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては七、四
 〇〇〇円)
 5 住戸数が
 二五戸を超
 え五〇戸以
 内のもの
 二二三、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては四
 九、〇〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一一、二
 〇〇〇円)
 6 住戸数が
 五〇戸を超
 え一〇〇戸
 以内のもの
 三〇五、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては八
 七、〇〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一六、九

一〇五、
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては一
 七、〇〇〇
 円)
 4 住戸数が
 一〇戸を超
 え二五戸以
 内のもの
 一四八、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては二
 九、〇〇〇
 円)
 5 住戸数が
 二五戸を超
 え五〇戸以
 内のもの
 二二三、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては四
 九、〇〇〇
 円)
 6 住戸数が
 五〇戸を超
 え一〇〇戸
 以内のもの
 三〇五、
 〇〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては八
 七、〇〇〇
 円)

| | |
|---|--|
| 法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | (略) |
| 法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に数料 | (略) |
| 一戸建ての住宅が変更しようとする住宅が | 7 住戸数が一〇〇〇円を超え二〇〇〇円以内のも の 四一三、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一三八、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合には二四〇〇〇円) 8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のも の 五四一、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一七四、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合には三一〇〇〇円) 9 住戸数が三〇〇戸を超えるもの 六三五、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一八六、〇〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合には三五〇〇〇円) 10 27 (略) |

| | |
|---|---|
| 法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 | (略) |
| 法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に数料 | (略) |
| 一戸建ての住宅が変更しようとする住宅が | 7 住戸数が一〇〇戸を超え二〇〇戸以内のも の 四一三、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一三八、〇〇〇円) 8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のも の 五四一、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一七四、〇〇〇円) 9 住戸数が三〇〇戸を超えるもの 六三五、〇〇〇円 (適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあっては一八六、〇〇〇円) |

宅の場合
一八、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合にあつては、二、五〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては九、五〇〇円)

宅の場合
一八、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合)は、二、五〇〇円)

二 低炭素建築物新築等計画を変更しよとする住宅が、一に掲げる住宅以外の場合にあつては、当該住宅に係る変更の認定を受けようとする住戸数の1から9までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、三に掲げる建築物に係る変更の認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

1 住戸数が一戸のもの
一八、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、二、五〇〇円)

2 住戸数が一戸を超え五戸以内のもの
三七、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、五、〇〇〇円)

3 住戸数が五戸を超え一〇戸以内のもの
五二、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、二、五〇〇円)

けた場合は、八、五〇〇円)
4| 住戸数が一〇戸を超え二五戸以内のもの
七四、〇〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、一四、五〇〇円)
5| 住戸数が二五戸を超え五〇戸以内のもの
一〇六、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、二四、五〇〇円)
6| 住戸数が五〇戸を超え一〇〇戸以内のもの
一五二、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、四三、五〇〇円)
7| 住戸数が一〇〇戸を超え二〇〇戸以内のもの
二〇六、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、六九、〇〇〇円)
8| 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のもの
二七〇、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合は、八七、〇〇〇円)
9| 住戸数が三〇〇戸を

二
 1 住戸数が
 一戸のもの
 一八、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては二、
 五〇〇円、
 誘導仕様基
 準に適合し
 ている場合
 にあつては
 二五、五〇
 〇円)
 4 住戸数が
 一〇戸を超
 え二五戸以
 内のもの
 七四、

三
 1 住戸数が
 一戸のもの
 一八、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては二、
 五〇〇円、
 誘導仕様基
 準に適合し
 ている場合
 にあつては
 二五、五〇
 〇円)
 3 住戸数が
 五戸を超え
 一〇戸以内
 のもの
 五二、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては八、
 五〇〇円、
 誘導仕様基
 準に適合し
 ている場合
 にあつては
 八、五〇〇
 円)
 2 住戸数が
 一戸を超え
 五戸以内の
 もの
 三七、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては五、
 〇〇〇円、
 誘導仕様基
 準に適合し
 ている場合
 にあつては
 一八、〇〇
 〇円)
 4 住戸数が
 一〇戸を超
 え二五戸以
 内のもの
 七四、

超えるもの
 三二七、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あつては九
 三、〇〇
 〇円)

○○○円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては
 四、五〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては三七、
 ○○○円)
 5 住戸数が
 二五戸を超
 え五〇戸以
 内のもの
 一〇六、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては二
 四、五〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては五六、
 ○○○円)
 6 住戸数が
 五〇戸を超
 え一〇〇戸
 以内のもの
 一五二、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては四
 三、五〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては八四、
 五〇〇円)
 7 住戸数が
 一〇〇戸を
 超え二〇〇
 戸以内のも
 の
 二〇六、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては六
 九、〇〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては二〇、
 ○○○円)

○○○円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては
 一四、五〇
 ○円)
 5 住戸数が
 二五戸を超
 え五〇戸以
 内のもの
 一〇六、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては二
 四、五〇
 ○円)
 6 住戸数が
 五〇戸を超
 え一〇〇戸
 以内のもの
 一五二、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては四
 三、五〇
 ○円)
 7 住戸数が
 一〇〇戸を
 超え二〇〇
 戸以内のも
 の
 二〇六、
 五〇〇円
 (適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては六
 九、〇〇
 ○円)

| | | | |
|--|--|------------|------------|
| <p>建築物のエネルギー消費性向上計画の認定申請に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の項において「法」という。</p> | <p>建築物のエネルギー消費性向上計画の認定申請に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の項において「法」という。</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>建築物のエネルギー消費性向上計画の認定申請手数料</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>建築物のエネルギー消費性向上計画の認定申請手数料</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>建築物のエネルギー消費性向上計画の認定申請に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の項において「法」という。</p> | <p>建築物のエネルギー消費性向上計画の認定申請に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の項において「法」という。</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>建築物のエネルギー消費性向上計画の認定申請に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の項において「法」という。</p> | <p>建築物のエネルギー消費性向上計画の認定申請に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の項において「法」という。</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>建築物のエネルギー消費性向上計画の認定申請に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の項において「法」という。</p> | <p>建築物のエネルギー消費性向上計画の認定申請に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の項において「法」という。</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>建築物のエネルギー消費性向上計画の認定申請に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の項において「法」という。</p> | <p>建築物のエネルギー消費性向上計画の認定申請に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の項において「法」という。</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |

五〇〇円）
 8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のも
 の
 二七〇、
 五〇〇円
 （適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては八
 七、〇〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一五五
 五〇〇円）
 9 住戸数が
 三〇〇戸を
 超えるもの
 三一七、
 五〇〇円
 （適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては九
 三、〇〇〇
 円、誘導仕
 様基準に適
 合している
 場合にあつ
 ては一七七
 〇〇〇円）
 10
 27
 （略）

8 住戸数が二〇〇戸を超え三〇〇戸以内のも
 の
 二七〇、
 五〇〇円
 （適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては八
 七、〇〇〇
 円）
 9 住戸数が
 三〇〇戸を
 超えるもの
 三一七、
 五〇〇円
 （適合審査
 又は住宅性
 能評価を受
 けた場合に
 あっては九
 三、〇〇〇
 円）
 10
 27
 （略）

二号イ②及び
 びロ②の基
 準(以下一
 誘導仕様基
 準一という。
)に適合し
 ている場合
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合を除く。
 以下この項
 において同
 じ。)にあ
 っては一八
 〇〇〇円)
 2 床面積の
 合計が二〇
 〇平方メー
 トル以上の
 もの
 四〇、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は五、〇〇
 〇円、誘導
 仕様基準に
 適合してい
 る場合にあ
 っては二〇、
 〇〇〇円)

2 建築物エネ
 ルギー消費性
 能向上計画に
 より新築等し
 ようとする建
 築物が一に掲
 げる建築物以
 外の場合で住
 戸の部分のみ
 の認定を受け
 ようとする場
 合にあっては、
 当該建築物に
 係る認定を受
 けようとする
 住戸の床面積
 の合計の1か
 ら4までに掲
 げる区分に応
 じ当該区分に
 定める額。た
 だし、四に掲
 げる建築物に
 関する認定を
 併せて受けよ
 うとする場合
 は、手数料を
 徴収しない。
 1 住戸の床
 面積の合計
 が三〇〇平
 方メートル
 未満のもの

2 床面積の
 合計が二〇
 〇平方メー
 トル以上の
 もの
 四〇、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は、五、
 〇〇〇円)

3| 準に適合している場合にあっては
 〇〇円、〇
 非住宅部
 分の床面積
 の合計が一
 〇〇〇平方
 メートル以
 上二、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 三九〇、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は二八、〇
 〇〇円、非
 住宅建築物
 のモデル建
 築物誘導基
 準に適合し
 ている場合
 にあっては
 一五五、〇
 〇〇円)

4| 非住宅部
 分の床面積
 の合計が二
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 五五七、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあって
 は八五、〇
 〇〇円、非
 住宅建築物
 のモデル建
 築物誘導基
 準に適合し
 ている場合
 にあっては
 二五〇、〇
 〇〇円)

5| 非住宅部
 分の床面積
 の合計が五
 〇〇〇平方
 メートル以
 上一〇、〇
 〇〇平方メ
 ートル未満
 のもの
 六八六、
 〇〇〇円
 (誘導基準

二
建築物エネルギー向上計画より新築等しよりとする建築物が一に掲

四
建築物エネルギー向上計画より新築等しよりとする建築物が一に掲
適合図書を出している場合
は三二五、〇〇〇円、
非住宅建築物のモデル
建築物誘導基準に適合している場
合にあっては四六一、〇〇〇円）
六
分の床面積の合計が一〇〇〇〇平方メートル以上二五〇〇平方メートル未満のもの
八一〇、〇〇〇円
（誘導基準適合図書を出している場
合にあっては一七〇、〇〇〇円、
非住宅建築物のモデル
建築物誘導基準に適合している場
合にあっては三九三、〇〇〇円）
七
分の床面積の合計が二五、〇〇〇平方メートル以上のもの
九二五、〇〇〇円
（誘導基準適合図書を出している場
合にあっては二二三、〇〇〇円、
非住宅建築物のモデル
建築物誘導基準に適合している場
合にあっては四六一、〇〇〇円）

げる建築物以外の場合にあっては、当該建築物の住宅部分（法第十一条第一項に規定する住宅部分）をいう。以下この項において同じ。
 ）の床面積（基準省令第十三条第三項第二号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分のみ（の床面積）の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額
 1 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 七三、〇〇〇円
 （誘導基準適合図書を提出する場合には）一〇、〇〇〇円
 〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にあっては三〇〇円、五〇〇円）
 2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二〇〇〇平方メートル未満のもの
 一一二、二二二、

げる建築物以外の場合に認定を受けようとする場合にあっては、当該建築物の住宅部分（法第十一条第一項に規定する住宅部分）をいう。以下この項において同じ。
 ）の床面積（基準省令第十三条第三項第二号に規定する数値による評価により認定を受けようとする場合にあっては、住戸の部分のみ（の床面積）の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部分の床面積の合計の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額
 1 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 七三、〇〇〇円
 （誘導基準適合図書を提出する場合は）一〇、〇〇〇円
 〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にあっては三〇〇円、五〇〇円）
 2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二〇〇〇平方メートル未満のもの
 一一二、二二二、

三) 法第三十四
 条第三項各号
 に掲げる事項
 を記載しよう
 とする建築物
 エネルギー消
 費性能向上計
 画にあつては、
 当該計画に係

5-11 (略)

3 住宅部分
 の床面積の
 合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 二〇八、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は四八、〇
 〇〇円、誘
 導仕様基準
 に適合して
 いる場合に
 あつては六
 〇、〇〇〇
 円)

4 住宅部分
 の床面積の
 合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上のもの
 二九八、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合にあつて
 は八五、〇
 〇〇円、誘
 導仕様基準
 に適合して
 いる場合に
 あつては一
 六五、〇〇
 〇円)

五) 法第三十四
 条第三項各号
 に掲げる事項
 を記載しよう
 とする建築物
 エネルギー消
 費性能向上計
 画にあつては、
 当該計画に係

5-11 (略)

3 住宅部分
 の床面積の
 合計が二、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上五、〇〇
 〇平方メー
 トル未満の
 もの
 二〇八、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は四八、
 〇〇〇円)

4 住宅部分
 の床面積の
 合計が五、
 〇〇〇平方
 メートル以
 上のもの
 二九八、
 〇〇〇円
 (誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は八五、
 〇〇〇円)

(誘導基準
 適合図書を
 提出する場
 合は二一、
 〇〇〇円)

| | | |
|--|-----|--|
| | (略) | <p>る建築物一棟ごとの一及び二に掲げる区分に当該額を合算した</p> |
| <p>法第三十六条第一項建築物エネルギー消費性能向上計画変更の申請に対する審査</p> | (略) | <p>一 (略) 1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの 一八、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては二、五〇〇円、基準省令第十條第二号イ②及びロ②の基準(以下「誘導仕様基準」という。)に適合している場合(誘導基準適合図書を提出する場合を除く。以下この項において同じ。))にあつては九、〇〇〇円</p> <p>2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの 二〇、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては二、五〇〇円、誘導仕様基準に適合している場合にあつては一〇、〇〇〇円)</p> |
| | (略) | <p>る建築物一棟ごと一から四までに掲げる区分に当該額を合算した額</p> |
| <p>法第三十六条第一項建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査</p> | (略) | <p>一 (略) 1 床面積の合計が二〇〇平方メートル未満のもの 一八、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては二、五〇〇円)</p> <p>2 床面積の合計が二〇〇平方メートル以上のもの 二〇、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては二、五〇〇円)</p> <p>二 建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が一に掲げる建築物以外の場合で住戸の部</p> |

分のみの認定を受けようとする場合にあつては、当該建築物に係る変更の認定を受けようとする住戸の床面積の合計の1から4までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額。ただし、四に掲げる建築物に係る変更の認定を併せて受けようとする場合は、手数料を徴収しない。

1| 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの
 三六、五〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、合は、五、〇〇〇円)

2| 住戸の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの
 六一、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、合は、一〇、五〇〇円)

3| 住戸の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの
 一〇四、〇〇〇円
 (誘導基準適合図書を提出する場合、合は、二四、〇〇〇円)

4| 住戸の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上

Blank table area with 10 horizontal lines.

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|------------|-------------------------|------|------|---|--|------|------|---|--|------|------|---|
| 11 メートル以上 | 1 、0000 | 1 平方メー ル未満の もの | 151、 | 000円 | (誘導基準 適合図書 を提出する 場合にあって は、八、五〇 円、非住 宅建築物の モデル建築 物誘導基準 に適合して いる場合に あつては五 八、五〇〇 円) | 31 非住宅部 分の床面積 の合計が一 〇〇〇平方 メートル以 上、二、〇〇 〇平方メー トル未満の もの | 195、 | 000円 | (誘導基準 適合図書 を提出する 場合にあって は、一四、〇 〇円、非 住宅建築物 のモデル建 築物誘導基 準に適合し ている場合 にあつては 七、七、五 〇〇円) | 41 非住宅部 分の床面積 の合計が二 〇〇〇平方 メートル以 上、五、〇〇 〇平方メー トル未満の もの | 278、 | 500円 | (誘導基準 適合図書 を提出する 場合にあって は、四二、五 〇〇円、非 住宅建築物 のモデル建 築物誘導基 準に適合し |
|--------------|------------|-------------------------|------|------|---|--|------|------|---|--|------|------|---|

71 | 〇〇〇円 | 非住宅部 | 非住宅部の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上のもの | 四六二、五〇〇円 | (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては八五、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては一九六、五〇〇円)

61 | 〇〇〇円 | 非住宅部 | 非住宅部の床面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以上二、五〇〇平方メートル未満のもの | 四〇五、〇〇〇円 | (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては八五、〇〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては一六三、五〇〇円)

51 | 〇〇〇円 | 非住宅部 | 非住宅部の床面積の合計が五、〇〇〇平方メートル以上一〇、〇〇〇平方メートル未満のもの | 三四三、〇〇〇円 | (誘導基準適合図書を提出する場合にあつては六七、五〇〇円、非住宅建築物のモデル建築物誘導基準に適合している場合にあつては一六三、五〇〇円)

二 建築物エネルギー消費性
能向上計画を
変更しようと
する建築物が
一に掲げる建
築物以外の場
合にあつては、
当該建築物の
住宅部分の床
面積（基準省
令第十三条第
三項第二号に
規定する数値
による評価に
より認定又は
建築物エネル
ギー消費性能
基準等を定め
る省令の一部
を改正する省
令（令和四年
経済産業・国
土交通省令第
一号）附則第
二項若しくは
第六項の規定
によりなお従
前の例による
こととされる
こととされる
同省令による
改正前の基準
省令第四条第
三項第二号に
規定する数値
による評価に
より認定を受
けようとする
場合にあつて
は、住戸の部
分のみ（床面
積）の合計（
既に当該計画
の認定を受け
た部分で変更
しない部分に
係るものを含
む。）の1か
ら4までに掲
げる区分に応
じ当該区分に
定める額を、
当該建築物の
非住宅部分の
床面積の合計
（既に当該計
画の認定を受

四
は一〇六、
五〇〇円、
非住宅建築
物のモデル
建築物誘導
基準に適合
している場
合にあつて
は二三〇、
五〇〇円）
建築物エネ
ルギー消費性
能向上計画を
変更しようと
する建築物が
一に掲げる建
築物以外の場
合で建築物全
体の認定を受
けようとする
場合にあつて
は、当該建築
物の住宅部分
の床面積（基
準省令第十三
条第三項第二
号に規定する
数値による評
価により認定
又は建築物エ
ネルギー消費
性能基準等を
定める省令の
一部を改正す
る省令（令和
四年経済産業
・国土交通省
令第一号）附
則第二項若し
くは第六項の
規定によりな
お従前の例に
よることとさ
れる同省令に
よる改正前の
基準省令第四
条第三項第二
号に規定する
数値による評
価により認定
を受けようと
する場合にあ
つては、住戸
の部分のみ（
床面積）の合
計（既に当該
計画の認定を
受けた部分で
変更しない部
分に係るもの
を含む。）の
1から4まで
に掲げる区分
に応じ当該区
分に定める額
を、当該建築
物の非住宅部

| | | | |
|--|---|---|--|
| <p>けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p> | <p>1 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの 三六、五〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場 合にあつては五、〇〇〇円、誘導 仕様基準に適合してい る場合にあつては一七 五〇〇円)</p> | <p>2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの 六一、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場 合にあつては一〇、五 〇〇円、誘 導仕様基準に適合して いる場合にあつては三 〇〇〇円)</p> | <p>3 住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの 一〇四、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を</p> |
|--|---|---|--|

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>分の床面積の合計(既に当該計画の認定を受けた部分で変更しない部分に係るものを含む。)の5から11までに掲げる区分に応じ当該区分に定める額を、それぞれ合算した額</p> | <p>1 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル未満のもの 三六、五〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場 合は、五、〇〇〇円)</p> | <p>2 住宅部分の床面積の合計が三〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満のもの 六一、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を提出する場 合は、一〇、五〇〇円)</p> | <p>3 住宅部分の床面積の合計が二、〇〇〇平方メートル以上五、〇〇〇平方メートル未満のもの 一〇四、〇〇〇円 (誘導基準適合図書を</p> |
|--|--|--|--|

提出する場
合は、二四、〇
〇〇円、誘
導仕様基準
に適合して
いる場合に
あつては五
四、五〇〇
円)
4 住宅部分
の床面積の
合計が五、
〇〇〇平方
メートル以
上のもの
一四九、
〇〇〇円
(誘導基準
適合図書を
提出する場
合にあつて
は四二、五
〇〇円、誘
導仕様基準
に適合して
いる場合に
あつては八
二、五〇〇
円)
5-11 (略)
三) 1 認定を受
けた建築物
エネルギー
消費性指向
上計画又は
複数建築物
エネルギー
消費性指向
上計画に新
たに法第三

提出する場
合は、二四、
〇〇〇円)
4 住宅部分
の床面積の
合計が五、
〇〇〇平方
メートル以
上のもの
一四九、
〇〇〇円
(誘導基準
適合図書を
提出する場
合は、四二、
五〇〇円)
5-11 (略)
五) 1 認定を受
けた建築物
エネルギー
消費性指向
上計画又は
複数建築物
エネルギー
消費性指向
上計画にお
ける建築物
に変更の事
由が生じる
場合にあつ
ては、変更
の事由が生
じる建築物
一棟ごとに
一から四ま
でに掲げる
区分に応じ、
当該区分に
定める額を
合算した額
2 認定を受
けた建築物
エネルギー
消費性指向
上計画又は
複数建築物
エネルギー
消費性指向
上計画に新
たに法第三

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|---|
| | | | | <p>第十四条第三項各号に掲げる事項を記載しようとする場合にあつては、当該記載に係る建築物一棟ごとに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の一及び二に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額</p> |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | <p>第十四条第三項各号に掲げる事項を記載しようとする場合にあつては、当該記載に係る建築物一棟ごとに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の一から四までに掲げる区分に応じ、当該区分に定める額を合算した額</p> |

第二条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--|--|--|
| 別表(第二条関係) | 別表(第二条関係) | 別表(第二条関係) | 別表(第二条関係) |
| 法律名 | 法律名 | 法律名 | 法律名 |
| 事務の区分 | 事務の区分 | 事務の区分 | 事務の区分 |
| 手数料の名称 | 手数料の名称 | 手数料の名称 | 手数料の名称 |
| 金額 | 金額 | 金額 | 金額 |
| <p>旅券法 法第二十条第一項第一号、第二号又は第三号に規定する一般旅券の発給</p> | <p>旅券法 法第二十条第一項第一号、第二号又は第三号に規定する一般旅券の発給</p> | <p>旅券法 法第二十条第一項第一号、第二号又は第三号に規定する一般旅券の発給</p> | <p>旅券法 法第二十条第一項第一号、第二号又は第三号に規定する一般旅券の発給</p> |
| <p>二、〇〇〇円</p> | <p>二、〇〇〇円</p> | <p>二、〇〇〇円</p> | <p>二、〇〇〇円</p> |
| <p> 一、市町を経由して交付する場合 二、〇〇〇円 三、一に掲げる場合以外の場合 六、〇〇〇円 </p> | <p> 一、市町を経由して交付する場合 二、〇〇〇円 三、一に掲げる場合以外の場合 六、〇〇〇円 </p> | <p> 一、市町を経由して交付する場合 二、〇〇〇円 三、一に掲げる場合以外の場合 六、〇〇〇円 </p> | <p> 一、市町を経由して交付する場合 二、〇〇〇円 三、一に掲げる場合以外の場合 六、〇〇〇円 </p> |
| <p> 法第二十条第一項第四号に規定する一般旅券の渡航先の追加 </p> | <p>(略)</p> | <p> 法第二十条第一項第四号に規定する一般旅券の渡航先の追加 </p> | <p>(略)</p> |
| <p> 法第二十条第一項第四号に規定する一般旅券の渡航先の追加 </p> | <p>(略)</p> | <p> 法第二十条第一項第四号に規定する一般旅券の渡航先の追加 </p> | <p>(略)</p> |
| <p> 法第二十条第一項第五号に規定する一般旅券の査証欄の増補 </p> | <p>(略)</p> | <p> 法第二十条第一項第五号に規定する一般旅券の査証欄の増補 </p> | <p>五〇〇円</p> |

附 則
 (施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和五年三月二十七日

(経過措置)

2 前項第二号に規定する日前にされた一般旅券の発給の申請に係る手数料については、なお従前の例による。